

法に基づく「一般粉じん発生施設」及び条例に基づく「特定施設」に係る届出内容

法	区 分		届出の時期	法令の条文	届出の様式	罰 則
	1	一般粉じん発生施設を設置（新設・増設）しようとする場合	設置前	設置前	法第 18 条	一般粉じん発生施設設置届出書（様式第 3）
2	新しく法に追加された一般粉じん発生施設を設置（工事中を含む）している場合	新たに一般粉じん発生施設となった日から 30 日以内	新たに一般粉じん発生施設となった日から 30 日以内	法第 18 条の 2	一般粉じん発生施設使用届出書（様式第 3）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者： 30 万円以下の罰金
3	届出を行った一般粉じん発生施設の構造、使用方法、管理方法、処理の方法を変更しようとする場合	変更前	変更前	法第 18 条の 3	一般粉じん発生施設変更届出書（様式第 3）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者： 30 万円以下の罰金
4	届出を行った一般粉じん発生施設の届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名、工場等の名称及び所在地に変更があった場合	変更後 30 日以内	変更後 30 日以内	法第 18 条の 13	氏名等変更届出書（様式第 4）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者： 10 万円以下の罰金
5	届出を行った一般粉じん発生施設の使用を廃止した場合	使用廃止後 30 日以内	使用廃止後 30 日以内	法第 18 条の 13	一般粉じん発生施設使用廃止届出書（様式第 5）	10 万円以下の罰金
6	届出を行った一般粉じん発生施設を承継した場合	承継後 30 日以内	承継後 30 日以内	法第 18 条の 13	一般粉じん発生施設承継届出書（様式第 6）	

条例	区 分		届出の時期	条例の条文	届出の様式	罰 則
	1	一の区域が指定区域となった際、現にその区域内において指定施設を有する工場等を設置している者又は一の施設が指定施設となった際、現に指定区域内において当該指定施設を有する工場等を設置している者	指定区域となった日又は指定施設を有する工場等となった日から 30 日以内	指定区域となった日又は指定施設を有する工場等となった日から 30 日以内	条例第 38 条	工場等設置届（様式第 2 号）
2	指定区域内において指定施設を有する工場等を設置する許可を得た者又はその変更の許可を得た者が当該工事を完了した場合	工事完了時	工事完了時	条例第 40 条	工事完了届（様式第 4 号）	完了確認を受けずに当該施設を使用した者： 20 万円以下の罰金
3	指定区域内において指定施設を有する工場等を設置した者が氏名等の変更をしたとき、又は当該工場等の使用を廃止した場合	変更又は廃止の時から 30 日以内	変更又は廃止の時から 30 日以内	条例第 41 条	氏名等変更届（様式第 5 号） 使用等廃止届（様式第 6 号）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者： 5 万円以下の罰金又は 科料
4	指定施設を有する工場等の設置の許可を受けた者の地位を承継した者	承継のあった日より 30 日以内	承継のあった日より 30 日以内	条例第 42 条	承継届（様式第 7 号）	
5	特定施設等を設置し、又は行おうとする者	工事着手予定の 60 日前	工事着手予定の 60 日前	条例第 43 条	特定施設等設置届（様式第 8 号）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者： 20 万円以下の罰金
6	一の施設が特定施設となった際、すでにその施設を設置（工事中を含む）している場合	特定施設となった日より 30 日以内	特定施設となった日より 30 日以内			届出をせず、又は虚偽の届出をした者： 10 万円以下の罰金
7	上記の届出をした者が届出事項を変更しようとする場合	工事着手予定の 60 日前	工事着手予定の 60 日前	条例第 44 条	特定施設等変更届（様式第 9 号）	
8	上記の届出をした者が氏名等の変更をしたとき、又は届出施設の使用を廃止した場合	変更又は廃止の時から 30 日以内	変更又は廃止の時から 30 日以内	条例第 47 条	氏名等変更届（様式第 5 号） 使用等廃止届（様式第 6 号）	届出をせず、又は虚偽の届出をした者： 5 万円以下の罰金又は 科料

条例に基づく「指定施設」に係る許可申請内容

条例	区 分		申請等の時期	条例の条文	届出の様式	罰 則
	1	指定区域内において指定施設を有する工場等を設置しようとする場合	設置前に許可申請	設置前に許可申請	条例第 36 条	工場等設置許可申請書（様式第 1 号）
2	上記の許可を受けた者が、指定施設の構造、配置並びに使用及び管理の方法を変更しようとする場合	変更前に許可申請	変更前に許可申請	条例第 39 条	工場等変更許可申請書（様式第 3 号）	